

Title	伝奇漫録小攷
Sub Title	On 'Truyền-kỳ Mạn-Lục'
Author	川本, 邦衛(Kawamoto, Kunie)
Publisher	慶應義塾大学藝文学会
Publication year	1969
Jtitle	藝文研究 (The geibun-kenkyu : journal of arts and letters). Vol.27, (1969. 3) ,p.375- 394
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	国語国文学・中国語中国文学特集
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00072643-00270001-0375

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

伝奇漫録小攷

川 本 邦 衛

—

中国では、六朝時代に行われた志怪小説の手法を継ぎ、唐代に盛んとなった、古文を用いて珍らしい話を伝えようとする短篇小説を伝奇と称する。こうした小説は宋代から元代にかけて、一時すたれてあまり行われなかったが、明初に再び流行の氣運に乗って、甚だ世にもてはやされるようになり、永樂年間には瞿宗吉の「剪燈新話」や、李禎の「剪燈余話」があり、また万曆年間には邵景詹の「覓燈因話」などが出て、これらが、日本の近世文学に深い影響を与えていることは、よく知られていることでもある。そこでこの明代における中国の伝奇が、一方同じ漢文化国であるヴェトナムに、どのように浸潤していたかを考えることは、ヴェトナム文学に特に関心のある人ならずとも強ち興味の無いことではないと考える。

五代の乱世に乗じて、一千年に及ぶ中国の政治的支配を覆し、独立の王朝国家を創めたヴェトナム人にとって、文学活動の一つの大きな潮流は、いうまでもなく、中国の文字による詩文の創作である。それが頓に盛んに行われるようになるのは、李朝以後であるが、陳朝を経て、黎朝に至ると、それは益々隆盛の氣運を迎える。いうまでもなく、陳朝仁宗以後は、新たに勃興した民族語による文学活

動として、いわゆる国音詩（国語詩、または韓律）の流行があり、また黎朝から阮朝にかけては、とりわけ盛んとなつてくる、六八体または双七体と称せられる詩法をもった、字喃による長篇の韻文が、この国の民族文学として、他の大きな流れを形成したともいえるが、少くとも漢詩文の創作は、禁宮の内外を問わず廷臣、官人たちの間に、その教養知性を具体的に示す、唯一の学問芸術として、阮朝の中期までもっとも尊ばれて来たということができようであらう。

そうしたヴェトナムにおける中国文字による文学の歴史を顧みて、そこに伝奇というべき性格の作品を求めるならば、漢詩集の数の多さに較べて、まずそれが数の上で実に稀であることをいわねばならぬ。少くとも李済川の「越甸幽靈集」と陳世法の「嶺南撫怪伝」が、伝奇というのには、ともにある意味で条件を欠くことからこれを除けば、あとは恐らく十六世紀中葉に書かれたと見られる、阮嶼の「伝奇漫録」と、十八世紀の「征婦吟曲」の演音者と知られる紅霞段夫人の「伝奇新譜」、及び阮演齊の「伝聞新録」を、その主なものとして挙げるができるのみではなからうか。しかも十九世紀の著名な学者で、「歴朝憲章類志」四十九巻の著者として知られる、潘輝注の指適するように、「伝奇新譜」と「伝聞新録」が、ともに「伝奇漫録」の単なる模倣作品に出ないものであるとすれば、実は直接に明代の伝奇の影響を受けて書かれたと目される作品は「伝奇漫録」四巻のみであるということになる。否むしろ、それは明代における伝奇の流行の、ヴェトナムにおける影響の明らかな唯一の例だとさえいい得るであらう。

「伝奇漫録」については、夙に故奥野信太郎教授に「安南文学の一例としてみたる伝奇漫録」（中国文学通巻六七号）と題する鋭い批評的論文があり、そしてそれは恐らく、日本においてヴェトナムの文学作品を論じた極く数の少い論文の、最も夙いものであると思われるが、以下に再び先生の論文を読みかえしながら、些か詳しく、具体的にこの作品に対する考察を行いたいと思う。

二

はじめに述べたように、「伝奇漫録」四巻が書かれた年代は正確には詳らかではないが、若干の手がかりから推定されるところでは、

少くとも、それは黎朝、憲宗の景統年間以後、或いは莫朝成立以後の作品と考えることができるように思われる。Emile Gaspardone 氏の *Bibliographie Annamite* によれば、二十篇の短篇を集めたこの伝奇小説集は、黎朝景興二十四年（一七六三）に柳幢社の阮碧の家刻本を重刊した「新編伝奇漫録増補解音集註」と題する坊刻本、いわゆる「柳幢社阮碧家重刊本」によって世に知られているもののごとくであるが、主としてこの重刊本に附された景興二十四年春月穀日の日附のある序文によって、我々は作者ならびに、作品の成立年代について、以下に述べるようにいくつかの手がかりを得るようである。

但し「伝奇漫録」の出刊本については、以上のことに加えて、つぎのことを考慮する必要があると思われる。「新編伝奇漫録増補解音集註」の「新編」については、今のところ意義がさだかでないが、この文字は恐らく阮碧の家刻本よりつけられたものと推測される。「増補解音集註」の文字については、阮碧本に至るまでにつけられていた註を増補したとの意味と解されるが、「重刊本」を直接に見る限りでは、これは字喃によるヴェトナム語の解注を主とし、ほかに漢字による字義の解釈や字音の解明を行うのを意味している。しかもここに用いられた字喃の用法からいって、漢字の註は十六世紀当時から入っていて、後に阮碧の家刻本に至ってはじめて字喃による註を加えたのではないかとも思われるが、まだ断定はできない。「伝奇漫録」の流存本については、さきにあげた Gaspardone 氏の調査のほか、松本信広教授の「河内仏国極東学院所蔵安南本書目」に、「新編伝奇漫録」と題するものが、二本録され（一〇二一、及二三三五）⁽²⁾、また同じく松本教授の「越南王室所蔵安南本書目」には、「新書院守冊 国書」の部の「一中陸櫃以下、国書庫」に「伝奇漫録」（武本印）、また「聚奎書院総目冊」の史部に「伝奇漫録（老部肆本 印本）が見えている」⁽³⁾。さらに山本達郎教授の「河内仏国極東学院所蔵安南本追加目録」のA部にも「伝奇漫録一本」（三一六五）と「新編伝奇漫録」（三二〇一）がある⁽⁴⁾。これらは書名のみで、出刊の時代が不明であるが、ほかに岩井大慧氏の「永田安吉氏蒐集安南本目録」には、「旧編伝奇漫録 四卷 黎阮嶼著阮立夫編 類庵会本二冊」が見え、これには、永盛九年の刊年が記してある⁽⁵⁾。ここにいう「旧編」という文字もまた如何なる意義を示すが、詳らかでないが、永盛九年はさきの重刊本が坊刻された景興二十四年より、五十年の前に当り、仮に阮碧の家刻本が、この半世紀の間に刻されたとなると、「新」「旧」の意味にも何らかの結論を及ぼすことができるが、これもまた断定の段階ではないとしておく。

奥野教授は、家刻原本を見ない限り、決定的な説をなすことは、当然避けなければならぬとされながらも、やはりさきの「阮碧家重刊本」の序に書いてあるところによつて、「伝奇漫録」の著書の片鱗をわずかに知り得るとされ、著者阮嶼については「洪徳二十七年の進士、翔縹の長子であるという以外、その為人については何等知るところがない」と述べて居られるが、全くのところ、この作品の作者については、単にこれを何時書いたかということが不明だけでなく、その生没の年代、生前の業績についても、この序文の書くところ以外に、詳しく述べたものが殆どないに等しいようである。その坊刻本の序文の一部は左の通りである。

まず作者自身については

「其録乃洪州之嘉福人阮嶼所著。公前朝進士翔縹之長子也。少劬干学博覽彊記。欲以文章世其家。粵領鄉薦累中会試場。宰干清泉泉才得一稔。辞邑養母以全孝道足不踏城市」

とあり、またその父については

「翔縹乃海陽洪州嘉福杜松、今杜林之人。於洪徳二十七年丙辰科同進士至尚書承使。今祀為上等神」と書いている。

この僅かな記事から、「伝奇漫録」の作者阮嶼が如何なる人物であり、またこの短篇小説集を何時完成したかなどのことを割り出すのは容易ではないし、なおこの記事にもいくつかの疑問を感じないわけにはいかない。ただ、今のところ手許の資料によって、若干のことを、少くともつぎのように明らかにすることができると考える。

作者阮嶼の父、阮翔縹が洪徳二十七年丙辰科の第三甲進士であることについては、「大越史記全書」ハ黎紀四、聖宗下Vの丙辰二十七年の次のところに関連があるはずである。

「二十六日。進諸士人。入金鑾殿庭。上親督其容貌。定取三十人。二十七日。帝御正殿。唱名。賜殿褒、玩勛、丁鑾三名進士及第。丁鑾等八名進士出身。阮道演等十九名同進士出身。」

また次の記事がこのあとに見える。

「十二月初六日。立洪徳二十七年丙辰科進士題碑」

黎聖宗は、黎朝歴代の皇帝の中でも、とりわけ中国の学問文事に関心が篤く、洪徳十五年八月に、太宗大宝三年壬戌科以後の進士の名を碑に刻し、以後新しい進士を採る毎に、その名を刻した碑を建てたこと⁽⁶⁾で知られる。序文の記述が正確ならば阮翔縹は当然丙辰科の題碑に、名を刻されていなければならぬ。

「黎朝歴科進士題名碑記」について、これを索めると、「洪徳二十七年丙辰科進士題名碑記」に、嚴瑗他二名の第一甲三名賜進士及第の名、及び第二甲七名賜進士出身の名に続いて、第三甲十九名賜同進士出身の十九名の中の九番目にその名が見え、長津県杜松の出身と記してある。⁽⁷⁾

さらに「大越歴朝登科録」をみると、「阮翔縹は長津杜松の人で、官は承政使まで陞り、尚書を贈られ、死後福神に封ぜられた。子⁽⁸⁾は Du、伝奇漫録を著わす」と出ている。

以上によって、阮嶼の父について知り得るところは、ほぼ「阮碧家重刊本」の序文によって明らかにされているところと大差がない。但し、序文にある「至尚書承使」は、進士合格時の序列からいって、「大越歴朝登科録」の記事にいうように、承政使に至り、尚書を贈官されたとするのが妥当なるべしと思われる。承政使は、黎聖宗が光順年間に、黎初以来各道に置かれていた行遣を宣政使司と改め、間もなくこれをこの名に改めたもので、それは潘輝注の「歴朝憲章類志 官職志」によって知ることができるが、⁽⁹⁾ けっして低い地位ではないから、尚書の贈官はあり得たことであろう。

次に序文の記述で気になるのは、その出身地についての異同である。これもとくに重要な事柄ではないが、序文を信憑するか否かという問題に連るから、調べておく。問題は「重刊本」の海陽洪州嘉福杜松⁽¹⁰⁾杜林が、題名碑記では、長津県杜松となっていることであるが、長津県は、洪徳年間に聖宗が、国内を十二の承宣に分けた時の海陽承宣内の県名であり、「洪徳版図」によれば、それは海陽承宣四府十八県の一、下洪府四県の中にある嘉福県の旧名であり、⁽¹⁰⁾ 嘉福の名になったのは、洪徳年間で、さらに後に嘉祿と改められたという。現行の注釈書などに、阮嶼の出身地が嘉祿になっているのは、このことによる。

阮翔縹については、残念ながら以上のことしか判らぬ。筆者が知りたいのは、「阮嶼の生年、或いは彼が「伝奇漫録」を書いた年代であって、洪徳二十七年に翔縹が何歳であったかが判明すると些かその手がかりになると考えたが、以上の資料では、というよりも現在では、既にこのことは容易に求め得ることではないように思われる。だが少くとも阮嶼が、この短篇小説集を書いたのは、後に述べるように、作者自身が致仕の後で、而もその時は翔縹が死んでいたことが推定されるから、それが翔縹が進士となった翌年に聖宗が崩御して、憲宗の世となった景統年間と考えることも難しく、一概に本書の成立を十六世紀初頭ということも冒険というに近い。筆者はこれを莫登庸の篡奪以後、むしろ十六世紀中葉に擬したいと考えている。以下に阮嶼自身について考察を進めながら、このことを述べてみよう。

三

「伝奇漫録」の著者については、実は最も重要なことが疑問として残されているといわねばならない。それは著者の名である。筆者が借覧している、「阮碧家重刊本」はその分が本の破損を補綴して手写になっているが、明らかに「嶼」となって居り、これは「永田安吉氏蒐集安南本」の中の「旧編伝奇漫録」の著者の名と一致する。しかるに Gaspardone 氏は「前掲の Bibliographie において、著者の名に Nguyen dũ をあて、漢字もまた「瓊」に作っている。現在ではこれが一般であって、Dương-quảng-Hàm 氏も同じ意見に見受けられるし、Ngô-văn-Triển 氏の国語訳本も dũ であり、さらに Văn-Tân 氏も dũ をとる⁽¹¹⁾。これに対して、一九六二年にサイゴン政府の国家教育部から出された国語訳注版の訳者、Bui-xuân-Trang 氏のみが Nguyễn Tư とし⁽¹²⁾、その根拠を特にあげていないが、これは「嶼」を読んだものと思われる。本稿でははじめから「嶼」を用いているが、これは「重刊本」に従っただけであって、これはより後の考証に俟ちたいところである。

「阮碧家重刊本」の序文によれば、阮嶼は会試に合格して、清泉の知県として赴任し、後に官を辞して、帰郷し、母を養いながら隠

遁の生活に没してしまつたかの如くである。また今までに挙げた研究者たちの諸著によれば、「伝奇漫録」は作者が海陽の一村邑に隠棲している間に、書かれたものと考えられる。察するところ、当時、父の翔縹はすでに死去して居り、——少くとも序文の「養母以全孝道」がこれを示す——そのことからいっても、執筆年代は十六世紀の中葉にかなり近かつたといわなければならない。また Văn Tân 氏などの説くところでは、阮嶼は「白雲國語詩」などの作者として知られる、莫朝の吏部左侍郎東閣大学士、阮秉謙の門下であり、この著名な学者が、海陽承宣、下洪府永頼県の出身であり、「伝奇漫録」を書き上げた阮嶼が、これを阮秉謙に見せて斧正を乞うたことが、「白雲庵集」に載っているとされること⁽¹³⁾から、それが一応疑いのないところであるとして、そうした二人の関係から推定すると、阮嶼の年代がある程度、せばめられて、より明らかになってくるように思われる。

試みに阮秉謙の生涯を調べると、かれは洪徳二十一年（一四九二）の生れで、黎世宗の光興八年（一五八五）の没である。阮嶼が阮秉謙より早く、出生してまいいということは必らずしも断言できないけれども、かれが「白雲庵集」の作者の門下で、若い頃から聰明をうたわれたという話を信ずるならば、その出生は少くとも、翔縹が進士になる年の五年前である洪徳二十一年以後である方がより妥当な推理といひ得る。しかも、阮秉謙は莫朝大正六年（一五三五）の状元であり、「重刊本」の序にいう、阮嶼が会試に通つたのが事実であつても、二人の師弟関係からいって、それはこの年より以後である可能性が強いとせねばならぬ。

以上のことから考えて、会試を経て知県となつた阮嶼が、何らかの理由によつて、致仕し、故郷の杜松に引退してから、著作に専念したとすれば、「伝奇漫録」の成立年代は、十六世紀も半ばをこえていたとさえいい得るのではないかと思われるのである。尤も会試に合格したという阮嶼の名が「大越歴朝登科録」に見当らないことから、さらに他の疑問もなしとしないし、このことはまたこの人物が清泉の知県となつたことと自体への懷疑にもつながって行くのである。

また清泉という県が存在したか否かについては、これまでに挙げた研究者が一樣に疑いをもっているところであり、なかに Bùi-xuân-Tang 氏は、清泉は清水の旧名であるという解釈をあげ、一方 Văn-Tân 氏はこれを北寧（Bắc-ninh）に嘗て置かれた県名であるとしているようである。

一四九〇年に成った「洪徳版図」には、少くとも清泉県は存在しないが、清泉県が後に清水県に改められたとしても、これもまた「洪徳版図」に見えず、阮嶼の時代に清水県が存在したとすれば、それは属明時代に北江府武寧州と称され、黎聖宗の時代に、京北承宣慈山府と改められた地方の県の旧名が、その時期に復活されていたのだと考えざるを得ない。即ち「洪徳版図」にある京北慈山府五県は、太宗の紹平二年（一四三五）に、翰林院承旨学士阮薦の上疏によって成った「輿地志」では、慈山府六県であり、そこには洪徳年間の五県、僊遊、安豊、桂陽、東岸、武寧のほか明らかに、清水県二十八社を録している。⁽¹⁴⁾ Bui-xuan-Trang氏は、これとは別に、清泉は現在の富寿(Phù-tho)省清水(Thanh thủy)ではないかと考えているものようであるが、何れも特に確証を伴わぬ憶測に過ぎないように思う。

寧ろ作者が「洪徳版図」に載っていないような不明の県の知県に補せられたという記録が残っているのは、それが洪徳年間よりも、より遠い後の時代であつたと見るべきでもある。第一、十六世紀のはじめ景統年間以後のヴェトナムを見てみるに、それはまた歴史上もっともこの国の多難な時代であつたといふことができる。簡脩公濤が威穆帝を討った端慶五年（一五〇五）に始つた内乱は、続いていくつかの小さな戦乱をひきおこし、その余波はさらに洪順八年（一五一六）の陳嵩の叛乱、鄭惟樸の弑逆事変を起し、ついに統元六年（一五二七）の莫登庸の黎室篡奪に至る。威穆帝より、襄翼帝、昭宗を経て恭皇帝の世に至る間の、或いは莫朝以後のさらに大きな内乱統弑の時代の、ヴェトナム国内の状態を考えれば、地方行政も混乱の極に達していたであらうし、或いは時として、現われては消えてしまつた県名もあつたかも知れぬ。また知県の任命も統制のとれたものではなかつたであらう。阮嶼が長く地方官たり得なかつたのも、あるいは戦乱のためであつたかも知れないし、あるいはまたかれが目まぐるしい動乱の世を厭つて、海陽の村邑に隠棲し、読書執筆の生活に埋没して伝奇の著作に専念したのが事実だとしても、決して筋の通らぬ話ではあるまいと思う。

以上によつて、阮嶼が「伝奇漫録」を執筆した時代は、十六世紀の半ばにより近かつたとする仮定は、充分に考慮の余地のあるものだと思われる。著者がかくして得た隠遁の生活の中で、醜惡な権力争奪の世から離れて、すでに出刊されていた、武瓊の校定を経て編纂された「嶺南摭怪伝」や「剪燈新話」あるいは、唐代の伝奇小説などを渉獵しながら、「伝奇漫録」の著述に傾斜して行つたのも、そ

の制作年代をより後に想定することによって、逆により現実的な意味を帯びてくるように思われる。

四

「伝奇漫録」が、中国の瞿宗吉の「剪燈新話」の色濃い影響から書かれていることは、そこに収められた二十篇の短篇小説を通読して誰しも考えることであろう。このことについては、ヴェトナム人自身も古くから認めるところであって、例えば Van Tan 氏は黎末景興年間に活躍した政治家であり、宋史の体に準拠した「大越通史」二十巻の著書などによって知られる、黎貴惇や、阮朝初期の著名な学者で「歴朝憲章類志」の著者である潘輝注が、はっきりとこれを指適していることをその一例として挙げているが、この二人を俟つまでもなく、そういった批評がより以前から行われていたことは、明らかである。そしてそれはヴェトナムのより多くの文人が、「剪燈新話」の読者であったことを裏付ける事実でもあると思うが、すでに黎貴惇、潘輝注の指適の前に刊行されていなければならぬ、景興二十四年重刊本の序に「觀其文辭不出宗吉藩籬之外」の文字を発見することによって、これを断言することは甚だ容易なのである。但し「伝奇漫録」が「剪燈新話」の模倣作であるといっても、それは後者の二十篇中の一篇をとって、その内容なり、構成なりを悉く模倣し、——後世阮代の長篇詩がそうであるように——よってまた前者の一篇の制作を了えているといった単純な——この場合は、双方が中国古文であることから、それは至極単純な仕事であるには違いない——模倣でないことを、我々はとくに注意する必要があるかと思う。

とくに「伝奇漫録」には、「剪燈新話」所収の短篇のうち、△牡丹燈記▽と△令狐生冥夢録▽の影が、いくつかの短篇にわたって、色濃く現われていることは事実であるが、後にとりあげる △木棉樹伝▽を除いて、阮嶼は「剪燈新話」のいくつかの短篇がもつ要素を採り、これに曲折を加えて殆どもの形骸を目立たなくさせたあと、これらを複雑に組み合わせながら、これにヴェトナムの風土社会の特殊性を与えて、完全に自らの小説の世界を創造しているところに、著者一流の創作方法を見出し得るのである。

しかし実はこのことをできあがった小説の作品としての結果からいう前に、阮嶼が確実に「剪燈新話」を手にしていただであろうということを、客観的な条件から推測しておくことも必要であろうと思う。

前章で述べておいたように阮嶼がこの小説集を書き上げたのは、莫登庸が、少くとも昭宗を廃した光紹七年（一五二二）の前後よりは後のことと考えられる。あるいはそうでなくて、作者の凡その世代を十六世紀初頭、憲宗の景統年間から後に限るとしても、時間的な距りからいって、かれが官を辞した後の生活において、数多くとはいえないまでも、唐代の伝奇小説を読んでいただけでなく、瞿佑の小説集に馴染んでいたことは、つぎに述べるところによって大いにありうるのだと考えられる。

よく知られているように「剪燈新話」はもともと、明の洪武年間に「剪燈錄」四十巻として成ったものが散佚し、四川の地方官の胡子昂というものが、その残篇四巻を蒐め、陝西省に流謫されていた、瞿佑の校閲を乞うて、四巻二十篇の小説として形が整ったといわれる。その出刊は永楽十九年（一四二一）であるが、これはヴェトナムでいうと、黎太祖の独立起義の後の四年目にあたるが、この時の国はまだ明の布政司の支配下にある。属明期におけるヴェトナム文化の中国への同化は、かなり激しく強制された模様であるし、なおまた独立後のヴェトナムにおいても、黎朝の中国文化の奨励は、前朝よりもさらに盛んに行われたという。両国の国交回復後のヴェトナムの人士の中国への往来も、殊に頻繁であったことは諸文献の伝えるところでもある。当然中国の書籍文物の流入も、明の侵入以前を凌駕するものがあったと思わなくてはならぬ。

もともと瞿佑の小説そのものが、唐代の伝奇の手法を模倣したものであったが、永楽年間の中国では「剪燈新話」が、怪奇な話に登場する妖麗な人物の醸し出す、一種の艶めかしさが、読者世間の歡迎するところとなり、「剪燈新話」そのものがもてはやされるだけでなく、同類の小説がやたらと流行したために、正統年間には、ついにこの風潮を矯めようとした当局によって、これらの小説が禁ぜられることとなったといわれている。これは如何にそういった小説の流行が非凡なものであったかを物語るものであるが、「剪燈新話」そのものもまた、中国に渡ったヴェトナム人によって、むしろ公然と持ち帰られたと考えてよいであろう。阮嶼自身は、中国に旅行した記録は全くないけれども、海陽の名門であった阮家の蔵書の中に渡来品のこの伝奇本があったとしてもさして不思議ではない。

とりわけ、一本として成った「伝奇漫録」の短篇小説集としての体裁からいうならば、それが四巻から成り、一卷にそれぞれ五篇ずつの短篇をおさめて、合計二十篇から成る小説集としているところから、恐らく阮鵬が手にしたものは、胡子昂によって、編集しなおされた「剪燈新話」四巻二十篇であったと考えないわけにはいかない。

中国では、瞿佑のこの小説集が、正統年間の禁止令の所以もあってか、かなり早くから足本が失われ、はじめの出刊からはぼ二百年たった明末の「百川書志」には、その篇数が十一篇になっていることや、四巻二十篇の形を最も完全に整えた本が、日本で慶長年間に翻刻されたものであることなどは、学者の指適するところであるが、恐らく永楽十九年から、数えて百年後の、恐らく本国ではその足本がみられなくなっていたと思われる時代のヴェトナムに、全く同軌の伝奇本が現われていたことは、一箇の興味ある事実ではあるまいか。

五

△伝奇漫録▽四巻に収められている短篇小説はつぎの二十篇である。

卷之一 項王祠記 快州義婦伝 木棉樹伝 茶童降誕録 西垣奇遇記

卷之二 龍庭対訟録 陶氏業冤記 傘円祠判事録 徐式僊婚録 范子虚遊天曹録

卷之三 昌江妖恠録 那山樵対録 東潮庵寺録 翠納伝 沱江夜飲記

卷之四 南昌女子伝 李將軍伝 麗娘伝 金華詞話記 夜叉部師録

右の二十篇のうち、奥野教授は△木棉樹伝▽、△西垣奇遇記▽、△陶氏業冤記▽、△昌江妖恠録▽、のそれぞれに「剪燈新話」の△牡丹燈記▽の影響を、また△傘円祠判事録▽、△夜叉部師録▽のそれぞれに△令狐生冥夢録▽の影を、また「剪燈新話」以外の唐宋小説からの影響としては、△傘円祠判事録▽に「再生記」、△翠納伝▽に「章台柳伝」を、また△南昌女子伝▽に「長恨歌伝」、

「柳毅伝」、「影妖談」などを考えて居られるようであるが、いまこれを一つの指針としつつ些か、「剪燈新話」と「伝奇漫録」との関連を具体的に考えてみたい。

阮嶼は「伝奇漫録」を書くに当って「剪燈新話」を模倣はしているけれども、創作の動機はあくまで、その続撰書を編むという目論見にあったとみられるのであって、そのことからいえば作者が「伝奇漫録」において、「剪燈新話」中の短篇に描かれた話をそのままに、人物と場所のみをヴェトナムに置きかえるといった、いわゆる翻案的手法をとらなかったのは当然であろう。ために、そこではむしろ意識的に「剪燈新話」のなかの幾つかの話を参考にしつつ、巧みに材料を借りて、もとの形に発見し難い程の変化を与えて、こちらの一篇を構成するという書き上げ方をしていることは前にも述べておいた。

ただその中であって「木棉樹伝」のみは、前半に殆んど「牡丹燈記」そのままの話が、まさに人物と背景をヴェトナムに移した話として書かれていることには特に注意を惹かれざるを得ない。但し篇中の人物を見るに、女の亡霊に恋をする「牡丹燈記」の喬生にあたるのが「木棉樹伝」の程忠遇であるが、喬生が妻と死にわかれた男嫫であるのに対し、程を女を知らぬ独身の美青年として描き、同時にまた棺を出て迷い歩く女も、「新話」の奉化州書記の娘、符麗卿に対するに、「漫録」では夫に棄てられた晦翁の孫娘、藥卿をもつてするというように男女の立場をそれぞれに巧妙に交換してある。この点からいうと、亡霊とは知らず肉体関係が続けた若い男が、やがて女が住んでいるところを訪ねて、そこに女の棺を発見して驚くという筋立ては同工であつても、その実、「新話」が妻に死別した男が孤独を慰めるべく、実は亡霊である若い女に容易に魅かれていく過程を描いているとすれば、「漫録」はむしろ逆に夫をもつたことのある若い女が棺の中で朽ちきれずに、この世の美青年の肉体を求めて迷い出る話を書かんとした異曲の作品であるように思われる。

尤も「木棉樹伝」には構成だけでなく、表現の方法から文章のたて方まで、「牡丹燈記」に酷く似ている箇所は、随所にあり、それらは、阮嶼が結局「剪燈新話」の力におさえられてしまっていて、その直接の影響から脱しきれなかった所以だということもできるであろう。次にその例を対照して比較してみる。

△木棉樹伝▽

旧姓藥名卿。郷中大姓。晦翁之女孫也。敵愾急逝。家計單寒。昨為夫兒所棄。徙居外郭矣。(人生如夢。不如身在時且暫兩行樂。便是黃泉人物。雖欲追覲愛尚可得乎。)遂同入舟中。

△牡丹燈記▽

姓符。麗卿其字。漱芳其名。故奉化州判女也。先人既歿。家事零替。既无弟兄。仍鮮族党。止妾一身。遂与金蓮偕居湖西耳。生留之宿。……

見左辺安小藤牀。牀上有朱棺。棺背紅羅一幅。以碎沙題藥卿之柩。柩傍有塑泥女子。捧胡琴侍立。忠遇胆寒髮豎。復徂走出。

則有旅櫬。白紙題其上曰。故奉化符州判女麗卿之柩。柩前懸一雙頭牡丹燈。燈下一明器婢子。背上有二字曰金蓮。生見之。毛髮尽豎。寒粟遍体。奔走出寺。……

右はともに、前者は女が男にむかって、はじめておのれの素性を明かすところ、また後者は、男が女にいわれた寓居を訪ねて、図らずも女の棺を発見し、また柩の傍にいつも連れ歩いていた、侍女と覚しき人形が置いてあるのを見て顎然とするところであるが、これらはすなわち、また阮嶼が「剪燈新話」の△牡丹燈記▽を読んでいたことを判然と示すところでもある。もっとも、これとても仔細に読み較べれば、何とかして独自性を表わそうとしている、阮嶼の狡猾な技巧をそこに見出すこともできるし、一応の効果もある程度でいるように思われる。さらにまた他の全く異なる書きぶりを示しているところにしても、作者が存外細かい神経を使って、「新話」の力におさえられまいとしているところを数多く見出し得るのである。

そのひとつに、藥卿の侍女が手にしている胡琴がある。胡琴はヴェトナムで専ら婦人が手にしたこの民族独特の楽器であり、この胡琴が△牡丹燈記▽では、麗卿の丫鬟である金蓮が手にして歩く「双頭牡丹燈」に当るのはいうまでもないが、△木棉樹伝▽では、これを最初からとってつけたように、牡丹燈の代りに侍女にもたしたりせず、藥卿が昼間見かけた程生の気を惹こうとして、夕暮に男のいる溪橋のあたりまで散歩に出かけ、聞えよがしの「溪山歴歴不改前度。惟恨女郎零落」という言葉を口遊みながら、南官幾音を奏でるために、侍女にもたしてきた胡琴をとりあげるといふ段取で、はじめて話に出てくる。これは、後に男が女の遺骸を収めてある柩

を発見した時に、「新話」で明器としての金蓮の人形が、牡丹燈をもっているのと同じ情景を描くための伏線としておかれているに違いないのだが、瞿佑が元夕の燈籠祭の宵のそぞろ歩きに、牡丹燈をもってゐた丫鬟を従えた美人と邂逅する時から、この小道具を用いているのに対して、物語をヴェトナムの話として「木棉樹伝」を語る阮嶼は、単にそれがヴェトナム的な楽器だからという理由で、牡丹燈のかわりに登場させるのではなく、その登場に適う必然性を話の中に追えているのなどは、まさに小説の作者としての苦心の存するところであつたと思われる。そういった点を拾つて行くとはかに「新話」にはない、女が詩を詠んで男を口説くところが長々と挿入されているところや、「新話」では、壁穴を覗いて、喬生が髑髏と同衾しているのを見た隣家の老人が、お若いのに陰界の化物と交っていると、禍を避けることができぬといつて忠告するところが、「漫録」では、程が見知らぬ女と秘かな交歓に耽っているのを嗅ぎつけた友人が、旅先で「去所を明らかにせぬ」無媒の女と、「来由を究めず」に肉体交渉をもつことの、社会通念としての非を諭すところとなっている。細かくいえば、そのように原作を離れようとする努力はいくらでも発見できるが、就中、男が棺の中で、女の亡霊にとり殺されてから後の「木棉樹伝」は、俄かに活き活きと、独自の発展を示す。

男の死体が発見されて、葬られた後、そのあたりでは、陰黒の宵に男女二人の亡霊が、手を取りあつて同行し、或いは歌い、或いは哭いたりして、住民の災となることは、「牡丹燈記」と同様であるが、「牡丹燈記」では人々がこれを懼れて、先を争つて玄妙観の法師に訴えに行くのに対し、「木棉樹伝」では、些か乱暴な処置をとっている。ここでは、人々は男の塚を発くと同時に、女の棺をも破壊してその骸骨をとり出し、これらを江中に散らしてしまうのである。その結果居場所を失つた亡者たちは、江上の寺の木棉——カボック——の古樹の梢にとりつく。古樹は樹令百年をこえる大木で、人々が枚り倒そうとして決して倒れない。ところが陳の開祐庚午の年に道人がこの寺に泊り、折柄くだんの男女二人の亡者が、樹上で裸体となつて戯れながら笑い声をたてるのを聞いて、三枚の符を書き、一を樹側に釘で打ちつけ、一を江中に投じ、一を空中で燃やすと、大音響とともに木棉の古樹の枝は飛び散り、樹皮は焼け爛れて、麻のように垂れ下がり、空中にはまた牛頭の卒に鞭で打たれながら拉せられて行く二人の姿が見えたという。

「木棉樹伝」はここで終っているが、少くとも符吏たちによって、二人がひたつたてられるところなどは、「新話」にも書かれている

けれども、そちらの方はこの後、二人が折檻を受けながら道人の判決を仰ぐところが、喬、麗卿、金蓮の供述を辿りながら、かなり長く書き続けられ、また道人の法術を村人に教えた玄妙觀の法師が道人によって啞にされる話が最後について、話の結びは全く異ってしまっている。しかしながら、実はこの古樹に妖怪がとりついて、郷人の災の種となり、古樹そのものが、妖怪じみた力をもって、找り倒すことのできぬ存在となっているところに、全くヴェトナムの風土的特徴が描かれているというべきなのであろう。

ヴェトナム人がごく古くより、樹木を信仰の対象とする原始宗教の持主であったことは、松本信広教授の指摘されるところであるが、亭々と聳えるヴェトナムの樹木に対して、人々が抱いていた、大地の神聖な活力に対する信仰は、時に大樹そのものへの崇拜、或いは一転して鬱蒼と生い茂る樹木の梢に対する懼れとなったであろう。インドシナ半島に分布する大樹の梢に精霊が宿るとする民間信仰はその典型であるが、それがこのような妖怪説話では、亡霊が古寺の妖樹の頂きにとりつく形となっていることは些かも不思議ではない。塚を發かれ、骨を江中に投ぜられた男女が、古樹の梢で裸で絡みあうなどのことも、如何にもヴェトナム的発想であり、そこにまた道人が護符を書いて退治するという道教的潤色を加えているところに、端的に「伝奇漫録」のヴェトナムの伝奇としての特質が表われているのではなからうか。

六

「伝奇漫録」においては、△牡丹燈記▽を下敷にして、はつきりとその影響の下に書かれたと思われるものは、前にいったように、△木棉樹伝▽のほかに三篇ほどある。それらの短篇は、慈山の名妓、陶氏寒灘の生前の遍歴と死後妖怪に変わる話を、陳の紹豐年間のこととして語った△陶氏業冤記▽にしても、また范氏の妻にうち殺された胡氏宜が、葬られてから数ヶ月たって、妖幻となって現われるようになり、村人に亡骸を河に散らされた後は、しばらく変化をなすことやめていたが、やがて諒山の黄という男の妻となり、その後道人に符を投ぜられて一堆の白骨となる話を、胡朝の末から黎の紹平年間に至る間の事件として書いた、△昌江妖怪録▽にし

でも、あるいはまたこのあとにそれについて述べるところのある「西垣奇遇記」にしても、一読して誰しもそこに「牡丹燈記」が全く形を変えて現われていることを否めないであろう。しかし、「昌江妖怪録」の如く、末尾に至って、実は妻が亡霊であることが判った後の黄が、ある日の午睡の中で、俄かに冥府に連れ去られて犂古地獄に落されようとする話がついているところなどに、「令狐生冥夢録」の影響が独立した部分のように加えられている例もあるが、一般に小説全体としては、作者がまた巧みに「剪燈新話」の他の短篇における材料を、新たに話の筋の中に塗りこめようとしている努力を多く見出すのである。それでもなお、「令狐生冥夢録」の影響を受けて書かれた、他の二篇、「夜叉部師録」や「傘円祠判事録」などに較べると、「牡丹燈記」に依存している作品には、もとの話がとくに露に表面に出すぎているように思われる。

例えば、「傘円祠判事録」は、胡朝の末、明の侵略軍の武將（沐晟の部將崔）が、諒江安勇の辺りで陣没し、土地の祠の傍に葬られたが、以後はこのあたりにやたらと妖怪変化が現われて、人々が悩まされていたところ、義憤の余り祠をこわして、この災をとり除こうとした呉子文が、崔の鬼の訴えによって冥府に拉致されて裁判を受け、傘円の神祠の証しによって、嫌疑が晴れ、二日の後に再びこの世に戻ることを書いた話であるが、そこには「剪燈新話」の「永州野廟記」と「修文舍人伝」の部分が、実に脈絡よろしく、「令狐生冥夢録」の変形の中に生かされているといえる。

「永州野廟記」では、書生の畢応生の訴えを聞いた吏士が、衡州の古廟から白髪の老人を捕えてきて、地方の神祇（土地神）として為すべからざる行為に及んだことを難詰すると、老人が実は永州の古廟は、既に妖蟒にのっとられているのだと告白するくだりがあるが、「傘円祠判事録」でいうと、この白髪の老人は、諒江の祠の居士、生前は李南帝の御史大夫であったと称する布衫烏帽の老人であり、祠をのっとった妖蟒は、まさに沐晟の武將崔の鬼として書き変えられている。あるいはヴェトナム人にとっては憎むべき侵略軍の陣没者の鬼が、妖しい大蛇の代りになっているところなどは、阮嶼が意識して当時の読者に訴えんとしたところかも知れない。呉子文が冥府の法廷で、原告の崔の鬼と渡り合い、すんでのところで地獄に落されようとした時に、老人に言われた通りに、傘円の神祠に事の真偽を問い合わせてくれと頼んで、判決は一転して中国人の亡霊の側に不利になる、いわば起伏を備えた筋立ての前に、巧みに

△永州野廟記▽に取材して、祠を追い出された李南帝の御史大夫の霊が、ヴェトナム人の山岳信仰の根源と目される傘円山の神祠に仮寓しているという前提を置いたことは、「新話」からの借用が実に無理がなく、この小説に溶解しているところであろう。実はそのために、△令狐生冥夢録▽の中に△永州野廟記▽が入られたのか、またはその逆であるのかも判らぬ程の見事な、二つの世界の結合がそこに見られるのであるが、それを可能ならしめているのがまた同時に、侵略者中国人への反感、憎悪というものを、はっきりと一つの軸にしてこの小説が作られたことだと考えたい。二日してからこの世に戻った呉子文のところに、老人がやって来て「傘円の判事が欠員になったので、呉を推したい」と吾げ、「人生自古誰無有……」といってこれを勧めるところや、呉が欣んでこれに応じ、その後病氣もしないのに、死んだというところは、やはり△修文舎人伝▽の最後の夏顔と友人とのやりとりから学んでいるに違いないが、侵略者が残していった災を除き、また六世紀に中国人に対して、独立抗争を行った李南帝の廷臣であった、祠の居士を救ったという前置きがあったあとに、傘円山の神祠の判事になる話が出てくるといって、それが読者にとってはいかにも必然的結末であるように読まれ、そこに些かも借り物の感じがしないのも妙である。△傘円祠判事録▽では、このように「剪燈新話」の短篇のいくつかが、見事に一つの小説として生かされているのと同様、△夜叉部師録▽にも、△令狐生冥夢録▽や△太虚司法伝▽その他の材料が、巧みに組みこまれていて、少くともそこには△昌江妖怪録▽の末尾のような不自然さや、△木棉樹伝▽後半における唐突で意外な発展といったものが見られることはない。

その点からいうと、△牡丹燈記▽の影響で書かれている短篇にはみなどこか、そうしたぎこちなさが目立つようでもあり、また余りにもはっきりと△牡丹燈記▽が出すぎている嫌いがないでもない。その一例を△西垣奇遇記▽にとれば、△西垣奇遇記▽において、黎の紹平年間に長安、すなわち東京で阮薦について、学問をしている書生何仁にとりつく、植物の精は、実は△牡丹燈記▽の符麗卿の変身であり、△牡丹燈記▽において、麗卿が死んで遺骸が寺に預けられたのが二十年前だという話が、ここでは、西垣の故宅の庭園の柳や桃を慈しんだ陳太師の死んだのが二十年前であると隣居の老人から聞いた何仁が、では昨日まで情を交わし続けて来た二人の女は、現実の人間ではなかったのかと、驚き且つ怪しんで、女の住んでいた西垣に行ってみれば、そこは廃院荒涼、とても華やか

な女どもが住んで、自分を誘ったりしたところとは思われないという話に変えられている。これが「牡丹燈記」の変形であることはいうまでもないが、但し最初、二人の女が何仁の仮寓にやって来て、互いに愛情を敘する詩を贈り合ったりして、二人で一人の青年の愛を共有するところなどには、また当然「剪燈新話」のなかの「聯芳樓記」で、一日中閑にまかせて詩を作っている蘭英、蕙英の姉妹が、一人の青年、鄭生を共有して詩を競作する話が反映しており、また「膝穆醉遊聚景園記」よりとられたらしいところも、数ヶ所にわたってある。さらに、全体としての雰囲気も、ひよっとしたら、「膝穆醉遊聚景園記」のような小説に仕上げる心算で書いているうちに、何時の間にか「牡丹燈記」にひっぱられて行ってしまったのではないだろうかと思われる節もある。もとより「西垣奇遇記」には「膝穆醉遊聚景園記」のような、妖しさと艶かしさと、薄気味の悪さが一つになったようであり、同時に一抹の寂寞とした感情をもよおさせる情景はないし、また「牡丹燈記」のように、流れるような、筋の発展も構成もなく、どちらかといえばそれは、思つきのような話のつき方だけが目立つ、小説としては不成功の部類に入る作品だと思われる。そしてその原因は、隣居の老人が真実を明かす話振りによっても判るとおり、作者が「牡丹燈記」の方法を離れようとしながら、離れきれないところにあるといえるようである。それならむしろ「木棉樹伝」のようにはっきりと、「牡丹燈記」そのままの話をヴェトナム風に構成してしまっている方が、話としては数段面白いともいえるのではなからうか。

ともあれ、これらの事柄から、「剪燈新話」に対する阮夔の関心が、とくに「牡丹燈記」において甚しく深かったということがいえるであろう。そしてまた同時に、阮夔がこの短篇小説集を完成した後、これを阮秉謙にさし出して、その閱讀と斧正を乞うたにも拘らず、「剪燈新話」中の一編が生そのままに入っているような作品が、このヴェトナムの偉大な読書家の批評に耐え、またその二十篇の中で、「木棉樹伝」が、「南昌女子伝」とともに、作品として最も密度の濃いものになっていることから思えば、「牡丹燈記」の世界に対する、少くとも当時のヴェトナム人の好みについて、これは一つの示唆を与えてくれるようでもある。

「剪燈新話」が影響を与えたといわれる、後の中国の文学作品、例えば明の凌濛初の編になる「初刻拍案驚奇」や、同じく「二刻拍案驚奇」あるいは憑夢竜の「古今小説」や「孤本元明雜劇」の作品などには、「三山福地志」、「金鳳釵記」、「聯芳樓記」、「令狐

生冥夢録▽、△渭唐奇遇記▽、そして、△翠々伝▽、△緑衣人伝▽の模倣乃至影響が指適されることはあっても、△牡丹燈記▽との関連はあまり考えられていないようである。

これに対して、日本では、まず「奇異雜談集」に△女人死後男を棺の内へ引込ころす事▽があり、また「剪燈新話」二十篇の中から△聯芳樓記▽を除く十九篇の譚案から成っている「御伽婢子」には、むしろ△牡丹燈記▽が△牡丹燈籠▽となって入っていて、後に与えた影響の少からざる作品となっており、直接に「剪燈新話」から採ったものではないにせよ、都賀庭鐘の「英草紙」には、それが△紀任重陰司に至帶獄を断くる話▽も、また浅井了意の△塚中の契り▽も、もとを訊せば、△牡丹燈記▽の流れを引いていることが、指適されているし、この系列を辿って行くならば、山東京伝△安積沼▽、△浮牡丹全伝▽、△戲場牡丹燈籠▽や鶴屋南北の△御国御前化粧鏡▽を経て、ついにそれは、円朝の△怪談牡丹燈籠▽に至るとされている。いわば近世日本文学における「剪燈新話」の影響は、△牡丹燈記▽の系統をひく作品に最も色濃く表われていると解することができるであらう。

してみると、ここに述べたような、「剪燈新話」のヴェトナムにおける続撰書たる「伝奇漫録」に、△牡丹燈記▽の影響の下に書かれた短篇の数が多いということ、ほとんど直接の筋書をもらったものでも、それがヴェトナムの読者に容易に受け入れられた証拠があることなどには、図らずも二つの国の文人の中国の伝奇に対する読者としての共通の好みが表示されているように思われるのである。

註(1) Bulletin de l'École Française D'Extrême Orient, Tome XXXIV, 1934, pp. 132—133.

本塾の松本信広教授御所蔵の「伝奇漫録」四卷二冊は、まさにこの貴重な「阮碧家重刊本」であり、筆者は松本教授にこれを借覧させていただくことよって本稿を執筆することができたことを、感謝の意を表しつつここに記しておく。

Dương-quảng-Hàm: Việt-Nam văn-học sử-yếu, (ヴェトナム文学史要) Hà-Nội, 1941, in lần thứ tư, Bộ quốc-gia giáo dục, Sài-Còn, 1958 もまた同じくサイゴン政府国家教育部より一九六二年に出版された『Bùi-xuân-Trang: Tân-biên Tru-yên-ký mạn-lục, 2 cuốn』“Tân-biên truyền-ký mạn-lục giải-âm tập-chú (新編伝奇漫録増補解音集注)”と記す。これはともかく Gaspardone 氏 G BEFFO にある記述——La recueil est conu par l'exemplaire de Nguyễn-

- Bích, au village de Liều-tràng>——を一応裏付けをのびある。ただこの「田圃伝奇漫録」があられたころの
 田圃といふは「本文中に引いた通りである。Gaspardone 氏に」のあり——Elle est datée du printemps de la 24°
 an. Cảnh-hưng (1763) et intitulée: Tân biên truyện kì mạn lục tăng bổ giải âm tập chú——を引くところ。
- (2) 「史記」第十三卷第四号
 - (3) 「史記」第十四卷第二号
 - (4) 「東洋年報」第三十六卷第二号
 - (5) 「史記」第十四卷第二号
 - (6) Dương-quảng-Hàm; Việt-nam văn-học sử-yếu. Chương thứ X: ——Ngai cũng lưu-tâm đến việc văn-học lâm.
 Chính ngài đặt ra lệ xướng danh và khắc bia tiên-sĩ đề tưởng lệ các sĩ-phu trong nước.
 「大越史記全書」洪徳十五年八月、「十五日我朝自太宗大皇帝三年壬戌科以來進士題名等……」
 - (7) Lê-triều lịch-khoa tiên-sĩ đề-danh bì-ký (黎朝歷科進士題名碑記) quyền I, Bộ quốc-gia giáo-dục, Sài-gòn, 1961.
 りは全々國體版の引用である。但し漢字が分明でないものがある。Đại-Việt lịch-triều đăng-khoa lục,
 (大越歷朝登科錄) quyền I, Bộ quốc-gia giáo-dục, Sài-Gòn, 1963, tr. 163.
 - (9) Phan-huy-chú; Lịch-triều hiện-chương loại-chí. quyền 13. Quan-chức-chí, (國朝職官類志 知職志) Sài-gòn, 1957, tr.
 92—93.
 - (10) Hóng-Đức bản-đồ, (洪徳地圖) Tư-sách Viện khảo-cổ, số III Sài-Gòn 1962, tr. 207.
 - (11) Ngô-van-Triệu: Truyền-ký mạn-lục toàn-tập. Sài Gòn 19?.
 - (12) Văn-Tân, Nguyễn-hồng-Phong, Nguyễn-dương-Chi: Sơ-thảo lịch-sử văn-học Việt-Nam, quyền II. 1958, Hà-Nội. tr. 160.
 - (13) Bùi-xuân-Trang: Tân-biên truyện-kỳ mạn-lục. Bộ quốc-gia giáo-dục. Sài-Gòn, 1962.
 - (14) Sơ-thảo lịch-sử văn-học Việt-Nam, q. II. Tr. 160.
 - (15) Hóng-Đức bản-đồ. Bộ quốc-gia giáo-dục. Sài-Gòn. 1962. tr. 29, 212.
 - (16) Nguyễn Trãi: Uc-trai di-tập., Dư-địa-chí, Phan-duy-Tiếp dịch, Hà-văn-Tân hiệu-định. Hà-Nội. 1960, tr. 32.
 - (17) Sơ-thảo lịch-sử văn-học Việt-Nam, II, tr. 160.